

## 第2章 地方行政制度の基本構造

## 第2章 地方行政制度の基本構造

### 第1節 地方自治法の主要骨子

#### 1 地方自治法の性格と概要

韓国の地方自治法は、その法源と関連して次のような法的性格を備えている。

地方自治法は、憲法第118条第2項の「地方自治団体の組織及び運営に関する事項は法律で定める」を規定の根拠とする法律で、これは、地方自治に関する法律であると同時に国家の地方行政に対する法律を兼ねている。また、この法は地方財政法、地方公務員法等の関連分野の法律に対して、地方行政の全般にまたがる大綱を扱っている総合法である。地方自治関連各種特別法に比べ、一般法の性格を帯びた地方行政に関する根幹法である。このため、この法は自治団体の種類別に法律を制定した個別授權主義的な法律ではなく、すべての種類の自治団体を統一的に規定した概括法である。

#### 2 地方自治法の構成と骨子

このように、地方自治に関する根幹法であり、総合法である地方自治法は、全10章175条と附則で構成されている。その主要な内容は次のとおりである。

- (1) 第1章の総綱では、法の目的、地方自治団体の種類と階層、管轄区域、機能と事務を扱い、第2章では、住民の資格と権利・義務を規定している。
- (2) 第3章では、条例と規則の立法限界及び制定手続きに関する事項を、第4章では地方選挙に関して、この法の定めていることを除き、必要な事柄は別途法律で定めることとしている。
- (3) 第5章では、地方議会の構成、議会の権限、議事の進行、議員の身分、議会秩序、請願等の関連している諸般事項を比較的詳細に規定しており、第6章では、地方自治団体の長に関する地位、権限、地方議会との関係、そして、補助機関及び所属行政機関と下部行政機関等に関して規定している。
- (4) 第7章では、財政運営の基本原則、予算と決算、収入と支出、財産及び公共施設のほかにも特別に地方債の発行と地方公共企業の設置・運営に関する事項を規定している。また、この他に必要事項は別の法律（地方財政法等）に定めるようにしており、健全財政運用による自治財政権の保障を規定している。
- (5) 第8章では、地方自治団体相互間の協力及び紛争調整、そして地域経営論的観点での地方行政のため事務委託方式を導入し、広域事務の処理をするための行政協議会、地方自治団体組合等広域行政に関する制度に関して規定している。
- (6) 第9章では、国家及び上級団体は地方自治団体の自治事務に対して指導及び支援とそれに対する監査をできるようにし、委任事務の処理に関する指導・監督を規定している。特に地方議会の議決や自治団体の長の命令や処分が違法であるなど、公益に反すると判断されるときは、これに対し国や上級団体の権限をもって、再議要求、提訴、命令や処分の取消など自治立法権と自治行政権行使の濫用を防止できるようにしている。
- (7) 第10章では、ソウル特別市等の大都市、済州特別自治道及び世宗特別自治市の行政特例に関する事項を、最後の附則には経過措置等、諸般事項を規定してい

る。

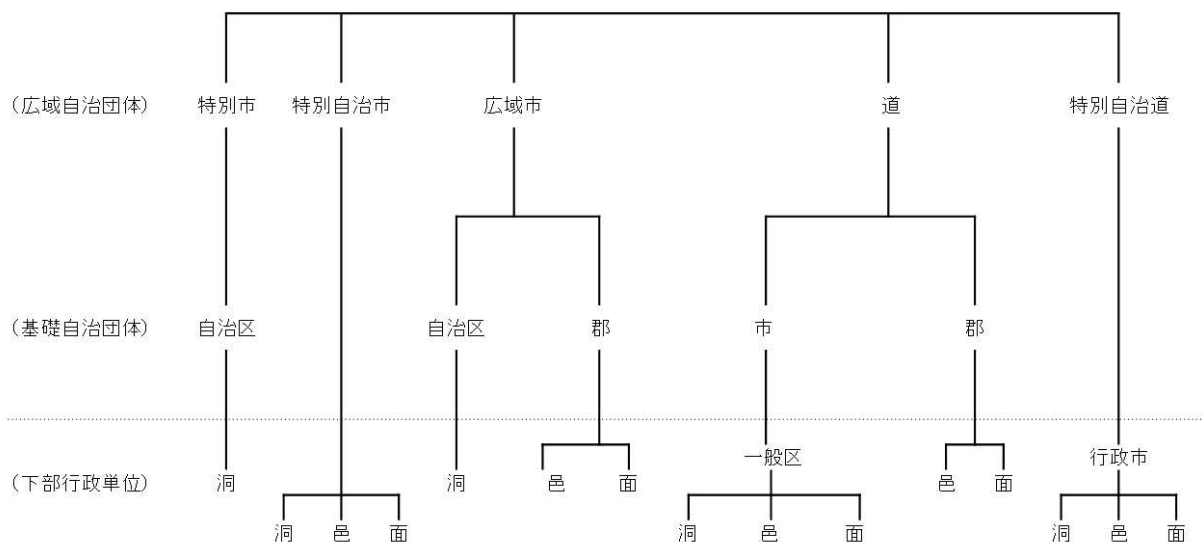
## 第2節 地方自治団体の種類と階層構造

### 1 制度の特徴

- (1) 韓国の地方自治制度は、まず類型面をみると、都市化の過程によって地方自治団体の地位と権限を異とする変容型地方制度をとり、地方行政の特殊性と多様性を認めている。
- (2) 階層構造面をみると、地方自治団体としては、広域自治団体（特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道）と基礎自治団体（市・郡・自治区）の2層構造であるが、地方行政組織として見ると、下部行政単位としての邑・面・洞を含めて3層構造をなしている。ただし済州特別自治道の場合、地方自治団体としては広域自治団体の特別自治道があるのみで、下部行政単位として、行政市と邑・面・洞が2層構造をなしている。
- (3) 広域自治団体と基礎自治団体の関係は、両者とも独立した公法人である。市は道の管轄区域内に、郡は広域市又は道の管轄区域内に、自治区は特別市又は広域市の管轄区域内に置かれるが、これは上下関係にあるのではなく、相互協力関係にあるということである（※）。ただし、基礎団体の下部行政組織（一般区・邑・面・洞）は基礎団体長の指揮・監督を受けて国家事務及び地方自治団体の事務を処理するようになっている。

（※）広域自治団体と基礎自治団体が相互協力関係にある一方で、韓国では、団体委任事務及び機関委任事務が広汎に存在するため、広域自治団体の長が基礎自治団体の長を指揮・監督することは多い。

〈図表2-1〉地方自治団体の階層構造



### 2 種類と体系

広域自治団体は、1特別市（ソウル）、6広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）、1特別自治市（世宗）、8道（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道）及び1特別自治道（済州道）を指す。

基礎自治団体は、日本の市町村に該当するものであり、8道内の市・郡並びに1特別市及び6広域市内の自治区・郡を指し、基礎自治団体は75市、83郡、69自治区を合わせた227の市・郡・自治区となる。2014年1月1日現在の地方自治団体数は、広域自治団体が17、基礎自治団体が227であり、合計で244団体となる。

基礎自治団体である市・郡・自治区は、地域住民の日常生活と密接な関係を有する事務を処理する団体である。

一方、広域自治団体である特別市・広域市・道は、基礎自治団体の能力では処理できない事務、多様な基礎自治団体を越えて処理しなければならない広域的事務を補完的に処理するとともに、中央政府と基礎自治団体の間の連絡調整などを行うことを目的とする。

特別市、広域市、特別自治市、道及び特別自治道（以下「市・道」という。）は、広域自治団体として同等の権限を持つが、ソウル特別市は首都として、世宗特別自治市は行政中心複合都市として、済州特別自治道は行政体制の特殊性を考慮して、地位・組織・運営において特例的な取扱いを受けている。

元来、特別市、広域市内に設置されていた区は市の単なる下部行政単位に過ぎず、特別市と広域市はかつて基礎自治団体としての権限も併せ持っていた。しかし、特別市と広域市は行政事務処理量が膨大であり、単独でこれを所掌事務として処理するには負担が大きくなっていった。このため、1988年に特別市と広域市（当時は直轄市、1995年1月に直轄市から広域市に名称変更）において、区を基礎自治団体である自治区として独立させることとした。この結果、住民の日常生活に密接な関係を有する事務は自治区が担当し、特別市・広域市は市域全体に関連した行政サービスを処理することとなった。なお、特別市長及び広域市長は、市税収入中の一定額を確保して条例の定めるところにより当該地方自治団体の管轄区域内の自治区相互間の財源を調整しなければならない（地方自治法第173条）こととされている。

また、基礎自治団体ではない区域として、行政市と自治区ではない区が設置される場合がある。済州特別自治道への移行に伴い、行政市として済州市及び西帰浦市の2市が設置された。そして、人口50万人を超える市は、任意に自治区ではない区（一般行政区）を置くことができ、京畿道水原市、慶尚南道昌原市などに33の区が設置されている。

このほか、地方自治法上の位置付けを持つ下部行政単位として2,076の邑・面・洞（2014年1月1日現在）がある。邑と面は地域の規模・形態からいえば、それぞれ日本の町と村に相当し、1949年に韓国で初めて制定された地方自治法においては邑・面も基礎自治団体であった。しかし、1961年の地方自治に関する臨時措置法により道と邑・面の中間に位置する郡が基礎自治団体となった。一方、邑・面は基礎自治団体の資格を失い、郡の下部行政単位となった。なお、洞はもともと市の下部行政単位として位置づけられている。

また、邑・面の下には里が置かれ（任意、地方自治法第3条）、洞・里には当該地方自治団体の条例で下部組織を置くことができることとなっている（地方自治法第4条）。

この下部組織は、統・班であり、その構成数については各地方自治団体の設置条例等で定められている。また、統・里は、民防衛隊の最小単位にもなっている（民防衛基本法第 19 条）。

〈図表 2 - 3〉 行政区域調整基準及び根拠

区 分	法 定 要 件	根 拠	備 考
●機関設置 広域市	法定要件はないが、通常は人口 100 万人の都市であり、面積、地理的条件、周辺地域への影響、財政自立度等を総合検討	法律	・地方自治法第 3 条、第 4 条第 1 項・第 4 の 2、第 7 条及び行政自治部令第 5 条から第 7 条
市設置	<p>&lt;一般市&gt;</p> <p>人口 5 万人以上で都市形態を具備（以下の条件を満たさなければならない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地構成区域内人口が全体の 60%以上</li> <li>・都市的産業従事世帯が全世帯の 60%以上</li> <li>・1 人当たり地方税納税額が人口 10 万人以下の市の平均以上</li> <li>・人口密度：人口 10 万人以下の市の平均人口密度より高い</li> <li>・市街地居住人口及び都市的産業従事世帯が最近 5 年間増加傾向</li> </ul> <p>&lt;都農複合形態の市の設置基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 5 万人以上で都市形態を具備した市と郡が統合した地域</li> <li>・国家の政策のため都市が形成され道の出張所が設置されている地域のうち、地域の人口が 3 万人以上であり、人口 15 万人以上の都農複合形態の市の一部である地域</li> <li>・人口 5 万以上の都市形態を持つ地域がある郡</li> </ul> <p>※ 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口 2 万人以上の都市形態を持つ 2 個以上の地域の人口が 5 万人以上であり、郡全体の人口が 15 万人以上である郡※ 1</li> </ul> <p>※ 1 以下の条件を満たさなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域の都市的産業従事世帯が郡全体の 45%以上であること</li> <li>・当該郡の財政自立度が全国の郡の平均値以上であること</li> </ul>	法律	同上

郡設置	なし	法律	同上
自治区設置	なし	法律	同上
自治区でない区 (一般行政区)設置	人口 50 万人以上の市 基準行政体制には行政需要を十分果たすことが難しく、分区後の区当たりの平均人口が 20 万以上になる場合(但し、政府の新都市建設計画地域として急速な人口増加が予想される地域を除く)。	市条例(行政自治部長官承認。以下「長官承認」という)	
邑設置	都市形態を具備し、人口 2 万人以上 (但し郡庁所在地の面又は邑がない都農複合形態の市の 1 つの面は人口 2 万人未満でもよい)であり、更に市街地の居住人口及び都市産業に従事する世帯が各々全体の 40% 以上	市・郡・区条例(長官承認)	
面設置	各級の行政機関が所在し、面行政体制を整えて独自発展できる場合 行政面の運用: 人口減少等行政条件変化で 2 つ以上→1 つの面として運用	市・郡・区条例(長官承認)	
洞設置	大規模地域開発事業など地域条件の変動により避けられない事由がある場合 行政洞の運用: 行政能率と住民便宜を考慮 1 つ→2 つ以上、2 つ以上→1 つで運用	市・郡・区条例(長官承認)	
●境界変更 市・道 市・郡・自治区 区・邑・面・洞	道路・河川等による土地の区画形態、生活圏、交通・学群・経済圏等を総合考慮	大統領令 大統領令 市・郡・区条例	・地方自治法第 4 条第 1 項～第 9 項、第 4 条の 2 第 1 項・第 2 項
●事務所変更 市・道 市・郡・自治区 区・邑・面・洞	主となる事務所の移転又は機関新設時	市・道条例 市・郡・区条例 市・郡・区条例	・地方自治法第 6 条

●名称変更 市・道 市・郡・自治区 区・邑・面・洞	歴史的伝統及び文化継承等を総合考慮	法律 法律 市・郡・区 条例	地方自治法第4条第1 項・第2項、 第4条の2第1項・第2 項
------------------------------------	-------------------	-------------------------	--

参考：「行政区域実務便覧 2011」行政安全部

### 第3節 地方自治団体の機能と事務

#### 1 韓国の地方自治団体の事務区分

韓国の地方自治団体の事務区分は、2000年の地方分権一括法による改正前の日本の事務区分となっており、固有事務と団体委任事務、国家の指導・監督を受けて処理する機関委任事務に分かれる。

- (1) 固有事務は、地方自治団体設立の本来の目的に該当する、住民の福祉増進を進めるための住宅、上下水道、医療、環境、福祉施設等の自治的な事務（2009年 70.5%程度）である。
- (2) 委任事務は、国家又は上級自治団体から委任を受けて、地方自治団体がその委任者の統制下において執行する戸籍、兵役、国会議員選挙、伝染病、失業対策等の事務で、自治団体自体に委任する団体委任事務（2009年 1.3%程度）と長等の機関に委任する機関委任事務（2009年 8.8%程度）がある。その外、地方自治団体が処理する事務のうち、国家と地方の共同事務（2009年 19.4%程度）がある。

韓国では、これまで委任事務の問題はあまり議論されてきていなかったが、地方分権をめぐる議論の高まりの中で、その抜本的見直しが議論されている。

#### 2 地方自治団体の事務範囲

地方自治法で事務を列挙する概括授權方式をとっており、広域自治団体が処理しなければならない事務と基礎自治団体が処理しなければならない事務を区分している。この点も2000年の地方分権一括法による改正前の日本の規定方式となっている。（地方自治法第9条）

##### (1) 地方自治団体の区域・組織及び行政管理等に関する事務（11項目）

- ア 管轄区域内の行政区域の名称、位置及び区域の調整
- イ 条例及び規則の制定及び改廃並びにその運営及び管理
- ウ 管下行政機関の組織管理
- エ 管下行政機関及び団体の指導及び監督
- オ 所属公務員の人事、厚生福祉及び教育
- カ 地方税及び地方税外収入の賦課及び徴収
- キ 予算の編成及び執行並びに会計監査及び財産管理
- ク 行政装備管理、行政電算化及び行政管理改善
- ケ 公有財産管理
- コ 家族関係登録及び住民登録管理
- サ 地方自治団体が必要とする各種調査及び統計の作成

- (2) 住民の福祉増進に関する事務(10 項目)
  - ア 住民福祉に関する事業
  - イ 社会福祉施設の設置、運営及び管理
  - ウ 生活困窮者の保護及び支援
  - エ 老人、児童、心身障害者、青少年及び女性の保護及び福祉増進
  - オ 保健診療機関の設置及び運営
  - カ 感染症その他の疾病の予防及び防疫
  - キ 墓地、火葬場及び納骨堂の運営及び管理
  - ク 公衆接客業所の衛生改善のための指導
  - ケ 清掃並びに汚物の収去及び処理
  - コ 地方公企業の設置及び運営
- (3) 農林、商工業等の産業振興に関する事務 (14 項目)
  - ア 小溜地、堰等の農業用水施設の設置及び管理
  - イ 農林畜産水産物の生産及び流通の支援
  - ウ 農業資材の管理
  - エ 複合営農の運営及び指導
  - オ 農業外所得事業の育成及び指導
  - カ 農家の副業の奨励
  - キ 公有林管理
  - ク 小規模畜産開発事業及び酪農振興事業
  - ケ 家畜伝染病の予防
  - コ 地域産業の育成及び支援
  - サ 消費者保護及び貯蓄の奨励
  - シ 中小企業の育成
  - ス 地域特化産業の開発、育成及び支援
  - セ 優秀土産品の開発及び観光民芸品の開発
- (4) 地域開発及び住民の生活環境施設の設置・管理に関する事務 (15 項目)
  - ア 地域開発事業
  - イ 地方土木及び建設事業の施行
  - ウ 都市計画事業の施行
  - エ 地方道、市郡道の新設、改修及び維持
  - オ 住居生活環境改善の奨励及び支援
  - カ 農村住宅の改良及び集落構造の改善
  - キ 自然保護活動
  - ク 地方河川及び小河川の管理
  - ケ 上水道及び下水道の設置及び管理
  - コ 簡易給水施設の設置及び管理
  - サ 道立、郡立公園及び都市公園、緑地等の観光及び休養施設の設置及び管理



- シ 地方軌道事業の経営
- ス 駐車場、交通標識等交通便宜施設の設置及び管理
- セ 災害対策の樹立及び執行
- ソ 地域経済の育成及び支援
- (5) 教育、体育、文化、芸術の振興に関する事務（5項目）
  - ア 乳児院、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる各種学校の設置、運営及び指導
  - イ 図書館、運動場、広場、体育館、博物館、公演場、美術館、音楽堂等公共教育、体育及び文化施設の設置及び管理
  - ウ 地方文化財の指定、保存及び管理
  - エ 地方文化及び芸術の振興
  - オ 地方文化及び芸術団体の育成
- (6) 地域民防衛及び地方消防に関する事務（2項目）
  - ア 地域及び職場民防衛組織（義勇消防隊を含む。）の編成及び運営並びに指導及び監督
  - イ 地域の火災予防、警戒、鎮圧、調査及び救助、救急

### 3 地方自治団体の種類別事務配分基準

#### (1) 原則

地方行政階層間の事務配分原則は、階層間不競合の原則と基礎団体優先の原則をとり、住民の身になって行政が行われるようにしている。配分基準によると、広域団体の事務は各地方自治団体の共通的な事務（広域的事務、統一基準による処理を要する事務、統一性維持を要する事務、基礎団体の処理が不適當な事務等）で、基礎団体の事務はこれ以外のことについて行うと定めている。

この事務の種類は、大統領令に定め、市・道と市・郡及び自治区間で互いに競合しないようにしており、競合する場合、市・郡及び自治区の方に優先配分するようになっている（地方自治法第10条）。

#### ア 特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道（広域自治団体）

広域的・統一的な事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体の独自での処理が困難な事務等

#### イ 市・郡・自治区（基礎自治団体）

広域自治団体が処理する以外の事務

#### ウ 人口50万人以上の市に対する特例認定

道の事務のうち、地方公企業に関する事務（地方公社及び地方公団の設立・運営）や職員の定数管理事務（6級以下の定員策定）など計18事務について、市が直接処理できる（地方自治法施行令第10条、同令別表3）。

#### (2) 自治区の特例

大都市の特殊性に鑑み、基礎地方自治団体の事務のうち、次の事務については、自治区ではなく、特別市又は広域市に事務が帰属している（地方自治法施行令第9

条、同令別表2)。

ア 地方自治団体の人事及び教育等に関する事務

(ア) 地方公務員任用試験及び各種資格試験の実施

(イ) 地方公務員の教育・訓練の実施（職場教育を除外）

イ 地方財政に関する事務

(ア) 土地等級設定及び修正の承認

(イ) 財産税課税時価標準額の決定承認

ウ 埋葬及び墓地等に関する事務

公設墓地・公設火葬場又は公設納骨堂の設置・運営

エ 清掃・汚物に関する事務

(ア) 一般廃棄物（し尿、ゴミ等）処理施設の設置・運営

(イ) 一般廃棄物の処理手数料料率決定

オ 地方土木・住宅建設などに関する事務

(ア) 国民住宅建設事業の施行

(イ) 国民住宅事業特別会計の設置・運営

(ウ) アパート地区開発に関する基本計画樹立

(エ) 民営住宅投機過熱地区指定

カ 都市計画に関する事務

(ア) 都市基本計画の樹立

(イ) 都市計画地域の立案

(ウ) 都市計画施設の立案

(エ) 都市計画用途地域の立案

(オ) 都市計画に関する基礎調査

(カ) 都市計画事業の施行

(キ) 都市計画事業受益者負担金賦課徴収

(ク) 都市再開発事業の基本計画樹立及び施行（住宅改良再開発事業は除外）

キ 道路の開設と維持・管理に関する事務

(ア) 幹線（12メートル以上）以上の道路として路幅と路線の重要度を勘案して特別

市・広域市条例で決めた道路の維持・管理

ク 上水道事業に関する事務

(ア) 上水道の新設・改築及び修繕並びにその維持管理

(イ) 上水道公債発行

(ウ) 上水道事業特別会計設置・運営

(エ) 水道事業所設置・運営

ケ 公共下水道に関する事務

(ア) 公共下水道整備基本計画の樹立・施行

(イ) 公共下水道の設置・改築及び修繕

(ウ) 下水終末処理場の設置と維持・管理

コ 公園など観光・休養施設の設置・管理に関する事務

- (ア) 都市公園及び遊園地造成計画の立案
- (イ) 都市公園・遊園地設置及び管理
- (ウ) 都市公園・遊園地の入場料・使用料・占用料の徴収
- (エ) 公園・遊園地・野外公演会場等の市民休養施設の設置・維持に関する事務
- (オ) 公設運動場・体育館・博物館・図書館・美術館・市民会館等の設置・運営に関する事務（特別市・広域市条例で決定）

サ 地方軌道事業に関する事務

- (ア) 地方軌道事業運営計画の樹立
- (イ) 地方軌道事業の設置・運営
- (ウ) 地方軌道事業特別会計の設置

シ 大衆交通行政に関する事務

- (ア) 都市鉄道の設置・運営と市民利用に関する行政
- (イ) 市内バス・市外直行バスの運行など大衆交通行政に関する事務
- (ウ) 大衆交通手段の調整・統制に関する事務

ス 地域経済育成に関する業務

- (ア) 地方工業団地の造成・管理
- (イ) 公設市場・屠殺場・農水産物共同売場などに関する事務
- (ウ) 流通団地の指定申請・造成及び運営管理
- (エ) 農水産物 卸売市場の開設・運営

セ 交通信号機、安全表示等の設置・管理などに関する事務

〈図表 2 - 3〉大韓民国の行政区域別人口、面積ほか

(2014年1月1日現在)

市道名	市道庁所在地	基礎自治団体				行政市・自治区でない区		邑・面・洞				人口 (名)	面積 (k㎡)
		計	市	郡	自治区	市	区	計	邑	面	洞		
ソウル特別市		25	—	—	25	—	—	423	—	—	423	10,143,645	605.21
釜山広域市		16	—	1	15	—	—	210	2	3	205	3,527,635	769.82
大邱広域市		8	—	1	7	—	—	139	3	6	130	2,501,588	883.48
仁川広域市		10	—	2	8	—	—	147	1	19	127	2,879,782	1,040.88
光州広域市		5	—	—	5	—	—	95	—	—	95	1,472,910	501.18
大田広域市		5	—	—	5	—	—	78	—	—	78	1,532,811	540.21
蔚山広域市		5	—	1	4	—	—	56	4	8	44	1,156,480	1,060.46
世宗特別自治市		0	—	—	—	—	—					122,153	464.9
京畿道	水原市	31	28	3	—	—	20	550	32	108	410	12,234,630	10,172.16
江原道	春川市	18	7	11	—	—	—	193	24	95	74	1,542,263	16,872.97
忠清北道	清州市	12	3	9	—	—	2	153	15	87	51	1,572,732	7,406.95
忠清南道	洪城郡	15	8	9	—	—	2	207	24	137	46	2,047,631	8,204.71
全羅北道	全州市	14	6	8	—	—	2	241	14	145	82	1,872,965	8,066.48
全羅南道	務安郡	22	5	17	—	—	—	296	33	196	67	1,907,172	12,301.00
慶尚北道	大邱広域市	23	10	13	—	—	2	331	36	202	93	2,699,440	19,028.99
慶尚南道	昌原市	18	8	10	—	—	5	315	20	176	119	3,333,820	10,537.23
済州特別自治道	済州市	—	—	—	—	2	—	43	7	5	31	593,806	1,849.29
計		227	75	83	69	2	33	3,488	216	1,196	2,076	51,141,463	100,305.92

〈図表 2 - 4〉 自治体等の平均規模の日韓比較

国区分	区 分	平均面積 (k m <sup>2</sup> )	平均人口 (千人)	最高・最低人口 (千人)	最大・最小面積 (km <sup>2</sup> )
韓国	広域市	799	2,178	○釜山広域市：3,527 ○蔚山広域市：1,156	○蔚山広域市；1,057.10 ○光州広域市：501.31
	道	11,573	3,403	○京畿道：12,234 ○江原道：1,542	○慶尚北道：19,026.06 ○済州特別自治道：1,848.44
	市	518	310	○水原市：1,148 ○忠清南道・鷄龍市：40	○安東市：1,521 ○九里市：33
	郡	670	54	○蔚山広域市・蔚州郡：208 ○慶尚北道・鬱陵郡：10	○江原道・洪川郡：1,817.96 ○鬱陵郡：72.83
	自治区	49	327	○ソウル特別市・松坡区：668 ○釜山広域市・中区：47	○光州広域市・光山区：222.88 ○釜山広域市・中区：2.80
	邑	68	20	○慶尚南道巨濟市・新縣邑：85 ○江原道寧越郡・上東邑：1.3	○麟蹄郡・麟蹄邑 315.44 ○論山市・江景邑：7.02
	面	62	4	○釜山広域市機張郡・鼎冠面：52 ○江原道鉄原郡・近北面：1	○洪川郡・内面：447.98 ○南楊州市・退溪院面：3.26
	洞	5	20	○慶尚南道金海市・内外洞：87 ○慶尚南道晋州市・忠武公洞 0.4	
日本	都道府県	8,041	2,731	○東京都：13,142 ○鳥取県：588	○北海道：83,457.06 ○香川県：1,876.55
	市	273	136	○横浜市：3,707 ○北海道歌志内：4.12	○岐阜県高山市：2,177.67 ○埼玉県・蕨市：5.10
	町村	167	12	○岩手県滝沢村：54 ○東京都青ヶ島村：0.16	○北海道留別村：1,450.24 ○富山県・船橋村：3.47

韓国：広域市にはソウル特別市、世宗特別市自治市は含まず。

参考：「地方自治団体行政区域及び人口現況」（2014.1.1 現在）安全行政部  
「平成 25 年度版全国市町村要覧」市町村要覧編集委員会編 第一法規

#### 第4節 ソウル特別市の特例

大都市行政の能率性と特殊性を保障することに加え、首都であるソウル特別市の権限と地位・組織及び運用に関して別の法律制定（ソウル特別市行政特例に関する法律）による特例を認めており（地方自治法第174条第1項）、次のようなものがある。

- ・ 行政自治部長官が地方債券の発行を決める際には国務総理に報告する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第1項）。
- ・ 行政自治部長官が自治事務についての監査をする際には、国務総理の調整を経由する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第2項）。
- ・ 所属公務員についての叙勲の推薦権は、ソウル特別市長に属する（ソウル特別市行政特例に関する法律第4条第7項）。
- ・ ソウル特別市に関連した道路・交通・環境などについての計画樹立とその執行において関連中央行政機関の長とソウル特別市長が意見を異にする場合には、国務総理が調整する（ソウル特別市行政特例に関する法律第5条）。

#### 第5節 濟州特別自治道

濟州道は2006年7月から、軍事・外交・司法以外の高度な自治権を付与された地方分権モデル「濟州特別自治道」へ転換した。こうした濟州特別自治道における行政体制の特殊性を考慮して、その地位・組織及び行政・財政などの運営に対する特例を別の法律（濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法）によって定めることとしている（地方自治法第174条第2項）。

濟州特別自治道設置及び国際自由都市造成のための特別法では、濟州道において「理想的分権モデルの具体化」と「国際自由都市への持続的発展のための土台構築」を実現させるための各種規定が設けられており、主要内容及び今までの成果は次のとおりである。

##### 1 権限移譲及び特例を通じた自治権拡大や地方分権の有効化

(1) 自治組織（第13～22条）、人事（第49～65条）、財政（第72～78条の2）に関する自律性及び特例

(2) 自治監査（第66～71条）、自治警察（第105～137条）特例を付与

- ・ 監査委員会、自治警察団の設置

(3) 特別地方行政機関の濟州への移管（第140～151条）等

- ・ 地方国土管理庁、地方海洋水産庁、地方中小企業庁、報勲支庁、環境出張所、地方労働事務所、地方労働委員会など7機関

##### 2 投資誘致と開発事業の特例

(1) 濟州国際自由都市総合計画の策定（第222条～第226条）

- ・ 競争力のある国際自由都市を作るための構想・戦略を独自作成

(2) 濟州投資振興地区の指定（第217条）

- ・ 国内唯一、韓国人向けの投資インセンティブ制度（計34箇所、総投資額11兆2,556億ウォン：2013年度まで）

(3) 済州先端科学技術団地の造成及び管理 (第 216 条)

- ・ 済州唯一の国家産業団地。(株)DAUM コミュニケーションなど、20 件の企業へ産業施設用地を分譲。SK イノベーション等 52 の企業が支援施設入居又は入居契約済

(4) 開発事業に関する一括処理組織 (第 232 条) 及び許認可期間短縮 (許認可等の擬制 (第 230 条))

- ・ 開発事業の一括処理組織、許認可擬制処理制度により、許認可に係る期間を 23 ヶ月間 から約 8 ヶ月間短縮

(5) 土地の備蓄 (第 234 条) 及び制限的土地収容 (第 233 条)

- ・ 開発事業用地を備蓄するために土地特別会計を設置・運営。民間開発事業者にも土地の 3 分の 2 を所有し土地所有者の 2 分の 1 以上の同意があれば土地収用権を付与。

(6) 風力資源の公共的管理 (第 221 条の 5) など

- ・ 道知事に風力資源を公共の資源として管理する義務を課す

3 国際化教育のため環境整備

(1) 外国教育機関設立・運営に関する特例 (第 182 条)

- ・ 外国学校法人 (非営利法人) の外国教育機関の設立・運営を許可

(2) 大学の設立・運営に係る特例 (私立大学の指導・監督権など、第 184 条)

- ・ 道知事に私立大学の指導・監督権を移譲し、全国で唯一、学士学位過程及び専門学士学位過程を併せて運営する大学の設立・運営が可能

(3) 英語教育都市の指定 (第 189 条の 2)、国際学校設立 (第 189 条の 4) など

- ・ 国際的な教育環境を整備し海外留学の需要を吸収。KIS、NLCS、BHA など 3 つの国際学校を設立・運営中

4 国際化のための医療サービス強化

(1) 外国の医療機関開設等に係る特例 (第 192 条)

- ・ 外国人が設立した法人も、道知事の許可を受ければ医療機関を設立・運営可能 (経済自由区域でも可能)

(2) 外国人専用薬局開設等の特例 (第 193 条)

- ・ 外国人は道に登録すれば、外国人専用の薬局を開設可能 (経済自由区域でも可能)

5 観光産業の振興

(1) 観光振興開発基金管理の特例 (第 171 条の 7 ~ 第 172 条の 4)

- ・ 文化体育観光部の観光振興開発基金とは別に済州観光振興基金を設置、自律的な運用を行う

(2) ゴルフ場入場行為等に対する租税及び賦課金の免除 (第 178 条)

- ・ 個別消費税免除 (租税特別法)、国民体育振興基金造成財源としての入場料賦課金免除 (済州特別法)

(3) 指定免税店 (韓国人免税店) 運営の特例 (第 177 条)

- ・ 済州国際自由都市開発センターが空港や港湾、済州観光公社が市内で免税店を運営。収益金は済州の開発と観光振興へ再投資する。

6 外国人の自由往来とコミュニケーションの促進

(1) ノービザ入国の特例 (第 156 条)

- ・ノービザ入国許可対象国の拡大: 169 ⇒180 か国 (中国は'06 年 7 月から許可)
- ・済州特別自治道以外の国内地域ノービザ入国対象国家は 133 カ国

(2) 外国人投資家のための外国語サービス提供義務 (第 163 条) 等

- ・外国人投資家などの利便性を促進するために外国語で書かれた公文書を受理・処理する等の義務を課す

7 クリーン1次産業の育成

(1) 農漁村地域指定に関する特例 (第 203 条)

- ・道知事が同意した住居区域中、一定の条件を持つ地域を農漁村地帯に指定可能

(2) 環境にやさしい農業育成計画等に関する特例 (第 204 条)

- ・親環境農業育成委員会を運営し地域の実情に合った環境にやさしい農業育成計画を審議

(3) 農・林・畜・水産業の需給安定 (第 202 条)

- ・道知事は済州島内で生産される農・林・畜・水産物の需給の安定化などのために農・林・畜・水産物の生産調整・出荷調整・品質検査等に係る措置が可能

(4) 農業振興地域の指定等に関する特例 (第 205 条) 等

- ・農業振興地域指定・変更・解除時、農林畜産食品部長官の承認不要→農業振興地域全面積 3,768ha

8 クリーンな自然環境の保全

(1) 絶対・相対保存地域、管理保全地域の指定 (第 292 ~294 条)

- ・国土の計画及び利用に関する法律'などによる用途地域・地区制についての規制に追加し、土地利用規制実施→他地域よりも環境保全を体系的に制度化

(2) 環境影響評価協議等に関する特例 (第 299 条)

- ・環境影響評価対象事業を行う者は、環境影響評価書についての協議を環境部長官ではなく道知事と行う必要がある。

(3) 地下水の公共的な管理 (第 310 条)

- ・道知事に、地下水を適切に管理し、汚染予防等のために努力する義務を課す。

(4) 地下水の開発・利用許可等に関する特例 (第 312 条) 等

- ・地下水資源特別管理区域の指定、地下水の公共的利用 (地下水を利用したミネラルウォーターの製造・販売許可は地方公社に限定)

9 済州特別自治道支援委員会の設置等

(1) 支援委員会及び実務委員会の確立 (第 7 条)

- ・済州自治道の成果目標及び評価と国際自由都市の造成に関する事項の審議機関である支援委員会 (委員長:国務総理) と審議案件の検討等のため実務委員会 (委員長:国務調整室長) を置く。

10 済州国際自由都市開発センター

(1) 開発センターの設立と機能 (第 261~265 条)

- ・開発事業を効率的に推進するため、済州国際自由都市開発センターを設立



(2) 開発センター施行計画の策定 (第 266 条)

- ・国際自由都市総合計画に基づいて開発センターが推進する開発センター実施計画を策定 (国土交通大臣の承認を必要とする)

(3) 屋外広告事業 (第 279 条)、政府保証債発行 (第 287 条) 等

- ・国際自由都市開発資金調達のため、済州自治道内での屋外広告による収益事業が可能。また、事業資金調達のための債券発行が可能 (国土交通部長官の承認を必要とする)
- 参考：「済州特別法制度改善推進現況」済州特別自治道 (2014. 9)

## 第 6 節 世宗特別自治市

### 1 設置の経緯

韓国では、首都圏の過度な人口集中に伴う諸問題を是正すべく、首都機能移転についての議論が重ねられてきた。憲法裁判所による違憲判決や、政権交代による計画修正等の紆余曲折を経たものの、2012 年 7 月 1 日、地域開発と国家均衡発展、国際競争力強化に資することを目的として、忠清南道燕岐郡全域、公州市の一部、忠清北道清原郡の一部を改編し、世宗特別自治市が発足した。(世宗特別自治市設置等に関する特別法 第 1 条、第 7 条)

〈図表 2 - 5〉世宗特別自治市設置経緯

年	沿 革
2002 年	・盧武鉉大統領が大統領選挙の公約として「首都圏集中抑制と国土の均衡開発を目的に、青瓦台 (大統領府) と中央省庁をソウルから忠清道に移転する」ことを表明
2003 年	・大統領直属の「新行政首都建設推進企画団」が発足 ・「新行政首都建設特別措置法」が国会通過
2004 年	・国が「忠清南道の燕岐郡と公州市の一部」を首都移転先として決定 ・ソウル市議、有識者、企業家等が「新行政首都建設特別法」の違憲判決を求めて提訴→憲法裁判所による違憲判決「首都移転は憲法改正、又は国民投票を通じて決定すべき事項であり、その手続きを経なかったのは違憲」
2005 年	・国が代案として「行政中心複合都市建設特別法」を国会に提出、通過 ★青瓦台 (大統領府)、国会、大法院 (最高裁)、外交部、行政安全部 (現：行政自治部) 等、3 機関 6 部は移転しない
2006 年	・国の行政機関として行政中心複合都市建設庁を設置。 ・新たな都市名を「世宗市」に決定 (★世宗 (セジョン) は、朝鮮王朝の全盛期を築いた世宗大王に由来)
2007 年	・「世宗市」建設着手
2008 年	・李明博大統領就任
2009 年	・李明博大統領が世宗市修正方針を表明「行政都市から先端企業・教育都市へ」
2010 年	・国が行政機関移転を白紙化する「世宗市計画修正案」を国会提出するものの、国会で否決

	・世宗市建設計画の原案に基づいた「世宗特別自治市設置法」が国会通過
2012年	・7月1日「世宗特別自治市」が発足

## 2 世宗特別自治市の特性及び現況

世宗特別自治市は広域自治体事務（広域市）と基礎自治体事務（邑、面、洞）を一つの自治団体で同時に行う全国唯一の「単層制広域自治団体」であり、市民に開かれた機動的な市制運営が期待されている。

また世宗特別自治市内に建設されている「行政中心複合都市」へは2012年から2014年までに中央行政機関18及び所属機関18（職員13,002名）、政府関係研究機関14（職員3,192名）が段階的に移転を行った。

### ○移転済みの中央行政機関（18）

国務調整室、国務総理秘書室、企画財政部、公正取引委員会、国土交通部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁、保健福祉部、雇用労働部、国家報勲処、教育部、文化体育観光部、産業通商資源部、法制処、国民権益委員会、国税庁

世宗特別自治市では、ソウル特別市のおよそ4分の3となる465k㎡の面積に、約13万7千人（2014年8月末現在）が居住しているが、2030年には80万人までの人口増加を見込み、漸次、都市整備計画を進めている。

## 第7節 特別地方行政機関

事務の専門性や管轄地域の特殊性から必要がある場合に、国の特定の行政機関によって専門的な指揮監督を行う機関が特別地方行政機関である。

〈図表2-6〉 特別地方行政機関の施設数 (2014. 3. 31 基準)

類型別	施設数			
	計	1次	2次	3次
計	5,209	262	801	4,146
雇用労働行政機関	47	6	41	0
税務行政機関	188	53	116	19
公安行政機関	2,612	84	425	2,103
現業行政機関	2,008	0	9	1,999
その他の行政機関	354	119	210	25

〈図表 2 - 7〉 特別地方行政機関の種類

(2014. 3. 31 基準)

類型別	部署名	機関名
雇用労働行政機関	雇用労働部	地域雇用労働庁（支庁、出張所）
税務行政機関	国税庁	地方国税庁（税務署、税務署支所）
税務行政機関	関税庁	税関・税関監視所
公安行政機関	法務部	地方矯正庁（刑務所（支所）、拘置所（支所））
公安行政機関	法務部	少年院
公安行政機関	法務部	少年分類審査院（青少年非行防止センター）
公安行政機関	法務部	少年院青少年非行防止センター
公安行政機関	法務部	保護観察所（支所）
公安行政機関	法務部	位置管制センター
公安行政機関	法務部	出入国管理事務所（出張所）
公安行政機関	法務部	外国人保護所
公安行政機関	法務部	出入国・外国人支援センター
公安行政機関	国土交通部	鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	国土交通部	地方鉄道特別司法警察隊（センター）
公安行政機関	警察庁	地方警察庁・警察署・地区隊・派出所
公安行政機関	海洋警察庁	地方海洋警察庁（海洋警察署（派出所、出張所））
公安行政機関	検察局	高等検察庁（地方検察局（支庁））
現業行政機関	未来創造科学部	郵政事業本部地方郵政庁 （郵便局、郵便集中局、郵便物流センター）
その他行政機関	公正取引委員会	地方通商事務所
その他行政機関	国家報勲処	地域報勲処・報勲支庁
その他行政機関	食品医薬品安全処	地方食品医薬品安全庁（輸入食品検査所）
その他行政機関	産業通商部	鉱山保安事務所
その他行政機関	保健福祉部	疾病管理本部国立検疫所（支所）
その他行政機関	環境部	流域環境庁
その他行政機関	環境部	地方環境庁（環境出張所）
その他行政機関	環境部	首都圏大気環境庁
その他行政機関	国土交通部	地方国土管理庁（国土管理事務所、 国土管理事務所出張所）
その他行政機関	国土交通部	地方航空公庁（航空管理局事務所、空港出張所、 飛行検査センター）

その他行政機関	国土交通部	洪水統制センター
その他行政機関	水産海洋部	地方海洋港湾庁（建設事務所、海洋事務所（出張所）、衛星航法中央事務所、海上交通施設事務所）
その他行政機関	調達庁	地方調達庁
その他行政機関	統計庁	地域統計庁（事務所）
その他行政機関	兵務庁	地方兵務庁（支庁）
その他行政機関	農林部森林局	地方森林局（国有林管理所）
その他行政機関	中小企業庁	地方中小企業庁（事務所）
その他行政機関	特許庁	特許庁ソウル事務所
その他行政機関	気象庁	地方気象庁（气象台）
その他行政機関	気象庁	航空気象庁（气象台、空港気象室）

※括弧内はそれぞれの下級行政機関

参考：「政府情報組織管理システム」行政自治部

行政のスリム化・地方分権の観点から、特別地方行政機関の業務の縮小・地方移管のための施策が取り組まれてきたが、その効果は主として済州特別自治道での事例にとどまり、全体の施設数は近年むしろ微増傾向にある。